



閣 総 会 第 3 4 4 号
平成 2 4 年 7 月 2 3 日

行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿

内閣官房内閣総務官
原 勝 則



平成24年5月21日付け行政文書の開示請求(平成24年5月23日受付)について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称

内閣官房長官の支出に係る内閣官房報償費の支出がわかる下記の行政文書(平成23年度分)

- (1) 支出計算書(表紙及び該当ページ)
- (2) 内閣官房長官から内閣府大臣官房会計課長あての請求書(支出計算書の証拠書類)
- (3) 上記(2)を受けて作成した支出負担行為即支出決定決議書(特例払)(支出計算書の証拠書類)

2. 不開示とした文書とその理由

- (1) 上記1(1)の「支出計算書」中、個人に対する支払に係る振込先金融機関名、預貯金種別及び口座番号については、個人に関する情報であり、法第5条第1号本文に該当するため、当該部分を不開示とした。
- (2) 上記1(1)の「支出計算書」中、法人等に対する支払に係る振込先金融機関名、預貯金種別及び口座番号については、法人等の内部管理情報であり、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあることから法第5条第2号イに該当するため、当該部分を不開示とした。
- (3) 上記1(1)の「支出計算書」中、退職手当を支給した元職員の氏名(閣僚等を除く)及び支給額並びに個人の収入が類推されるおそれがある情報については、個人に関する情報であり、法第5条第1号本文に該当するため、当該部分を不開示とした。
- (4) 上記1(1)の「支出計算書」中、債主、金額及び摘要の各欄の内容のうち、これを公にした場合、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、法第5条第4号及び第6号に該当するため、当該部分を不開示とした。
- (5) 上記1(1)の「支出計算書」中、公表されていない電話番号については、これを公にした場合、いたずら等に使用され、緊急時の連絡に支障を来し、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当し、当該部分を不開示とした。
- (6) 上記1(1)の「支出計算書」中、公用車の運転手氏名については、公にすることにより、将来にわたって総理大臣をはじめとする幹部職員等が使用する公用車の運転手の特定を容易にし、公用車の運行に係る警備上その他一切の情報の推測を容易とするものであるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第4号の不開示情報に該当するとともに、公用車の運行に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条第6号の不開示情報に該当するため、当該部分を不開示とした。
- (7) 平成24年3月分の上記1(2)「内閣官房長官から内閣府大臣官房会計課長あての請求書」及び上記1(3)「上記(2)を受けて作成した支出負担行為即支出決定決議書(特例払)」については、該当する支出がなかったため文書を作成しておらず不存在のため、不開示とした。

(8) 内閣官房長官の支出に係る内閣官房報償費の具体的な使途に関する支出関係書類（平成23年度分）

内閣官房報償費は、事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、このような報償費の性格上、その具体的な使途に関する文書を明らかにすることは、事務の円滑かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に該当する。

また、報償費の具体的な使途には、これを明らかにすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるものがあり、法第5条第3号に該当する。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※詳細については、同封の説明事項をお読みください。

開示の実施の方法には、閲覧及び写しの交付の方法があります。

| 行政文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の算定基準 | 行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基額 | 実際にお支払いいただく実施手数料（※） |
|---------------|----------------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------|
| A4判文書 106枚 | 閲覧 | 100枚までにつき100円 | 200円 | 0円 |
| | 複写機により複写したものの交付 | 用紙1枚につき10円 | 1060円 | 760円 |
| | スキャナにより電子化し光ディスクに複写したものの交付 | 光ディスク1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額 | 1160円 | 860円 |

※実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は該当額から300円を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

<実施の日時>

日時：平成24年7月26日から平成24年9月24日まで（行政機関の休日を除く。）
の10:00から17:00まで（12:00から13:00までの間を除く。）

場所：東京都千代田区永田町1-6-1 117号室（内閣府本府庁舎1階）

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から3日後までに発送予定
郵送料：390円

【担当課等】

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1
内閣官房内閣総務官室(会計担当)

TEL:03-5253-2111 (内 82332)

< 説明事項 >

1. 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「4 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

2. 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円（オンライン請求の場合は200円。以下同じ。）までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

3. 不開示部分に係る不服申立て等

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4. 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5. 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

行政文書の開示の実施方法等申出書

内閣官房内閣総務官 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

日 付 平成24年7月23日
文書番号 閣総会第344号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

| 行政文書の名称 | 種類・量 | 実施の方法 | |
|---|---------|------------------------------|----------------|
| 内閣官房長官の支出に係る内閣官房報償費の支出がわかる下記の行政文書(平成23年度分) (1) 支出計算書(表紙及び該当ページ) (2) 内閣官房長官から内閣府大臣官房会計課長あての請求書(支出計算書の証拠書類) (3) 上記(2)を受けて作成した支出負担行為即支出決定決議書(特例払)(支出計算書の証拠書類) | A4判106枚 | 1 写しの交付 | ①全部 ②一部 () |
| | | 2 閲覧 | ①全部 ②一部 () |
| | 計106枚 | 3 スキャナにより電子化し光ディスクに複写したものの交付 | ①全部 ②一部 () |

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 () 時頃

4 「写しの送付」の希望の有無 [有 : 同封する郵便切手の額 円]
無

| | | |
|--------------------|------------------|-------|
| 開示実施手数料 _____ 円 | ここに収入印紙をはってください。 | (受付印) |
|--------------------|------------------|-------|